

北海道労働政策協定

平成27年8月25日

北海道(以下「甲」という。)、厚生労働省北海道労働局(以下「乙」という。)  
及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「丙」という。)は、  
それぞれの強みを発揮し、緊密に連携・協力しながら、より効果的な雇用対策  
及び産業人材の育成に取り組むため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携し、様々な施策を密接な関連の  
もとに円滑かつ効果的・一体的に実施することにより、北海道における雇用  
失業情勢の改善や職業能力の開発・向上を促進し、もって、人材力の強化及  
び全員参加の社会の構築に資することを目的とする。

(事業内容等)

第2条 甲、乙及び丙は、次に掲げる事業等を一体となつて、積極的に展開す  
る。

- (1) 若年者等に対する就業支援
- (2) 産業振興と雇用創出の一体的な取組
- (3) 労働者等の職業能力開発機会の拡大とキャリア形成に向けた支援
- (4) 就業環境整備の推進
- (5) 雇用関係情報の共有
- (6) その他甲、乙及び丙がその都度必要と定めた事業

(要請等)

第3条 甲、乙及び丙は、前条に掲げる事業等について、それぞれが実施する  
施策を推進するため、相互に必要な要請を行うことができる。

2 甲、乙及び丙は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(事業計画の策定等)

第4条 甲、乙及び丙は、この協定書に基づき、毎年度、数値目標を定めた事  
業計画を策定し、事業等を実施する。

2 甲、乙及び丙は、事業等の実施後、実績を取りまとめ、実績の評価・改善  
策等を検討する。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定め  
ることとする。

本協定の成立を証するため本書を3通作成し、甲・乙・丙3者自署名の上各  
1通保管する。

北海道知事

高橋 ひとみ

厚生労働省北海道労働局長

羽毛田 守

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 理事長

小林 利治